

平成29年10月11日

お客さま 各位

キャッシュカード引出し額の一部制限について (振り込め詐欺防止対策)

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

振り込め詐欺等、特殊詐欺の被害が多発しております。特に、お客さまのキャッシュカードと暗証番号を不正に取得して、ATMから現金を引き出す手口の「キャッシュカード詐欺」が急増しています。

当金庫を含めた県下12信用金庫では、こうした被害を防止するための緊急対応として、下記のとおり、キャッシュカード引出額の一部制限をさせていただきます。大変ご不便をお掛け致しますが、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

《緊急対応の内容》

次のお客さまはATMでの1日の現金お引出しが50万円までとなります。

(1) 対象となるお客さま

平成29年9月末日現在において、当金庫でキャッシュカードを保有しているお客さまで以下の条件にすべて該当する方

- ① 年齢70歳以上
- ② 過去3年間においてATMで1日の合計額が50万円超となる現金出金をしていない

(2) 対応開始時期 平成29年11月1日(水)より

(3) 上記のお客さまがATMで50万円以上のお引出しを希望される場合

平日の営業時間内(午前9時から午後3時)に当金庫窓口へキャッシュカード・お取引印・本人確認書類(運転免許証等)をご持参のうえお申し出ください。本人確認のうえ、お引出し金額の増額手続きを致します。

本件に関するご質問・お問い合わせ等につきましては、当金庫本支店までご連絡下さい。

以上